川越市政だより

第十七號

発行人　川越市長　伊藤泰吉

印刷所　川越市高沼町773　有限會社　櫻井印刷所　電話（愛）935（工）1164

市營家畜市場

場所　小仙波農業高等学校西側

初市　七月二十三日

市日　毎月三日、二十三日

納税は市民の義務

七月末日限り　固定資産税　第二期分

八月末日限り　広告税　接客人税

市民税　第二期分

市議會議長、副議長更迭

◎樋口議長、中村副議長は今般一身上の都合で議長、副議長の職を辞せられましたので、去る六月二十六日の市議会に於て後任として議長飯野昌八、副議長馬場福太郎の両氏が決定いたしました◎

議長に就任のことば

市議会議長　飯野昌八

私は六月二十六日の市議会におきまして図らずも樋口前議長のあとを承け市議会議長に選任せられました。

私は宛も川越市制施行三十年に当り各種の重要なる行事がひかえて居ります。

現下当市は学校建築、上水道問題をはじめ、或は市勢の振興、市財政の確立と市民負担の調整等重要問題が山積いたして居ります。

私は議長として市民の意のあるところをよく市議会に反映せしめ、僚友三十五名の議員諸氏と相携えて五萬市民の福祉のためにこれ等重要問題の解決に全力を盡すことをこゝにお約束いたします。

してこの意義ある年に議長の重責を承けましたことは私の最も光栄とするところであり、同時に今更ながら使命の重大なるを痛感いたして居る次第であります。

市民各位の御援助と御協力を心からお願いいたします。

副議長として

市議会副議長　馬場福太郎

図らずも今回川越市議会副議長の重任を承けることになりました。自らその任に非ずとも思いますが、この上は不才にむちうち、議長を補佐して市議会の民主的運営に全力を傾けることをお誓いいたします

私は地方自治確立の要ていは結局人にあるものと思つて居ります。川越五萬市民が一丸となつて私利私欲をはなれて市勢の発展に努力するならばその結果は必ずや刮目すべきものがあることゝ信じています。いわんや川越市は東京の衛星都市として、また近郊農村の中心都市として極めて恵まれた位置にあります。

本年は市制三十年に当り、このよき年を一転機として明日の躍進を企図すべきとき、市議会の負荷すべき任務は極めて重大であり、幸い市民各位の御理解によつてよくその職責を遂行出來ることを念願いたす次第であります。

川越市議會委員會條例と市議會會議規則

六月二十六日開会の市議会で委員会条例と会議規則が決まりました。

この条例、規則とも去る三月の市議会に於て発案され爾來総務財政委員会に付託されていたもので、総務財政委員会ではその後屢々会合して研究、検討を重ね漸く成案に達したものです。

今までの委員会条例と会議規則は兎角内容に於て新時代にふさわしくない点があつたのですが、今回の全文改正で市議会の運営を一層民主的ならしめるよう改正されたものです。

たゞし臨時会の会期はその都度決められ定例会も議案の審議が完了すれば会期内でも閉会できます。

第三章は議案の発議と撤回に関する規定で、議員が議会に提案しようとするときは、その提案の趣旨及び理由を付して議長に提出することを規定しています。

第四章は会議のすゝめ方についての規定です、会議は毎日午後　時から午後五時までを原則とし、その他議事日程、議事、動議、発言、質疑及び質問、討論、修正表決、議会に於て行う選挙等につき規定、第五章は委員会につき定めています。

第六章は請願で、請願があつた場合、議長はこれを議会に報告して委員会に付託し委員会は付託された請願を審査して採択不採択を区分して議会に報告することになります。

陳情等で請願に類するものの扱いについても同様です。

第七章以下は会議録、議場内の秩序、懲罰等につき規定しています。

このうちで議場では異様の服装をし、帽子外套の類を着用し、傘杖の類の携帯を禁ずる規定と会議中は私語喫煙等すべて会議を妨げる行為を禁ずる旨の規定は一般市民の方も傍聴等の際には充分心得ていたゞきたい条項です。

七夕まつりコンクール参加方について

今まで七夕まつりは入間川町又は小川町の専売特許かなぞの様に思はれて居りましたが昨年は当市に於ても中央通商店街が率先これを取り上げ本川越駅前より志義町辻に至る延長五百米の間を見事な七夕飾のトンネルで飾り立て五萬市民を始め川越を訪れた人々をアッと驚歎させましたが、本年は更に昨年の成果に鑑み市勢振興の一助に川越市並に商工会議所がこれを取り上げより盛大に全市七夕まつりコンクールとして盛り上ことゝなつて居ります。

来る八月六日より十日までの川越七夕まつりコンクール参加方について川越市民の皆様にお願いを申上げます

優秀飾付に対しては八月七日審査の上市長賞、会頭賞議長賞（以上団体賞）個人賞として七夕賞、乗午賞、織女賞、天の川賞等が受与されることゝなつて居ります

どうぞ市民の皆様川越の七夕を他処に負けずに盛大にするため來る八月六日より十日までの全市七夕まつりコンクールに稽つて御参加下さい。コンクール参加御希望の方は商店街は一括個人の方は八月五日迄に直接市役所商工課又は商工会議所へ御申込み下さい。

尚この外七夕まつり期間中商工会議所主催川越市後援により川越七夕まつり全市福引大売出しが実施されげげげ

市營初雁公園使用料條例決まる

野球場が整備されて初雁公園は県下に誇る施設となりました。

この使用料条例が去る六月の市議会に提案され、議決を見ましたので、その内容を御紹介いたします。

即ち市営野球場並附属施設市営プール、市営庭球場、市営音樂堂を使用しようとする者は期日、目的、計画概要を記して市長に申請し、使用許可を受けなければなりません。

その料金は別表の通りですが、直接公共又は公共事業のためにする場合であつて市長の承認を受けたときは減免できる規定になつています。

悪天候やその他天災地変で予定の日に使用出來ない場合は市長が別に日を定めて使用させることができます

また公園内で物品、飲食物等を販売しようとするものは市長に申請して、一定の料金を支拂つて許可を受けなければなりません。この場合この条例で定めた徽章をつけなければなりません

また公園使用の許可を受けたものが許可を受けた目的以外に使用したり、許可を受けた權利を他人に転貸譲渡したり、勝手に工作設備したり、公安を害し風俗を紊す行為をしたりしたときは許可を取消されることは当然です。

初雁公園使用料

第一　野球場

イ、入場料を徴收しない場合及び練習料金

	三時間以内	半日	一日
午前		八〇〇円	一、八〇〇円
午後		一、二〇〇円	

午前午後にまたがる使用は一日とする

ロ、入場料を徴收する場合

入場料総額から入場税を控除した額の一〇％

但しその額が左表の最低使用料に達しないときは最低使用料を支拂うものとする

最低使用料

	一試合	半日	一日
	七、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二五、〇〇〇円

ハ、学生が球場を使用する場合はイ、ロの場合共使用料はすべて半額とする。

ニ、特別料金

二日間以上に亘る場合の料金は三日目より半額免除することが出來る

第二、野球場附属施設

イ、スコアーボールド電氣電話設備を使用する場合左の金額を増徴する。

増額料金

	三時間以内	半日	一日
	一〇〇円	二〇〇円	四〇〇円

ロ、廣告板

外壁廣告板幅一間につき　年額二、五〇〇円　但し一年に満たない期間使用しようとするものについても同じ

第三　プール

イ、一般料金

区別		二時間以内
児童	一人に付	五円
中学校高等学校生徒	〃	一〇円
その他の者	〃	二〇円

ロ、団体割引料金

三〇人以上を団体とし一般料金の三割を減額するものとする。

ハ、専用料金

区別	午前	午後	一日
児童	二〇〇円	三五〇円	五〇〇円
生徒	三〇〇	五〇〇	八〇〇
その他の者	五〇〇	八〇〇	一、二〇〇

第四、庭球場

	二時間以内	半日	一日
一面につき	一五〇円	三〇〇円	四五〇円

第五、音楽室

	三時間以内	半日	一日
	二〇〇円	四〇〇円	八〇〇円

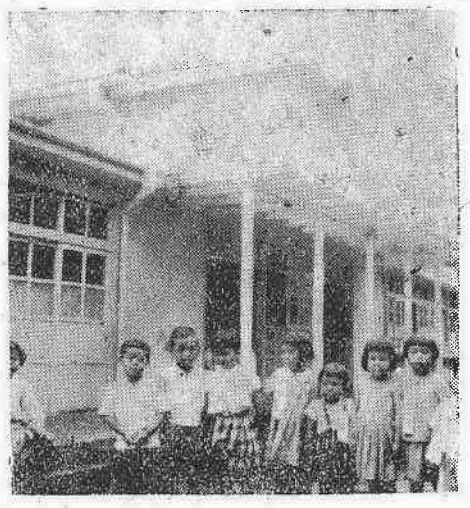

写眞説明　新しく東明寺の裏手に第三保育所が開設されました。毎日百名に近い子供達が楽しく遊んでいます

障害年金の制度
援護法適用の範圍と金額

戦傷病者、戦歿者、遺族等援護法が成立し、そのうち遺族年金、弔慰金の範囲と順位については前月号で大要を説明いたしました。

この法律の中でもう一つ障害年金の制度が規定されて居りますので、その概要を記載いたします。

その支給の範囲は軍人、軍属であつた者が在職期間中に公務遂行上負傷又は疾病にかゝり傷病の程度が法で定める六項症から特別項症の何れかに該当する場合に支給されます。

支給額は六項症二萬四千円より特別項症九萬円までゝ不具廃疾の程度が時の経過により軽く、又は重くなつた場合はそれに応じ額が増減される。恩給法の特例により、同一傷病に対して傷病賜金を受けた場合、未復員者給与法により障害一時金を受けた場合、及び国立療養所に收容された場合はそれ〴〵減額されます。

また不具廢疾の回復した場合、有期障害年金の期間満了の場合及び国籍喪失の場合には障害年金を受ける權利は消滅します。

それから更正医療　補裝具の支給及び国立療養所への收容についても一応規定されています。

即ち戦傷病者等の公務上による身体傷害者であつて職業又は日常生活の能力を増進し、又は更生するために再手術の必要を認める者に申請により直接必要と認められる医療をし　更生援護の徹底をはかるものであります。

補裝具の支給は更生のために眞に必要とする者に対し申請により盲人安全つえ、若しくは補裝具を支給するものであり、国立療養所への收容は戦傷病者のうち重度の不具廢疾の狀態にあり且つ常に複雑な介護を必要とする者を收容して医学的管理の下に、その保養を行うものであります。

御存知ですか
年金と弔慰金について

遺族年金　傷害年金、弔慰金等について不服のある者は通知を受けた日から一年以内に厚生大臣に書面で不服を申立てることができ　事情によつては一年以後でも不服を申立ることができます年金や弔慰金は請求によつて支給するのが立て前ですから、資格のある方はお忘れないようにして下さい。

遺族年金及びその利子には一切所得税はかゝりません

遺族年金を受ける老年者、寡婦、勤労学生については毎年納むべき所得税から特に二千円づつ税額を差引いて軽減することになりました。

年金や弔慰金を受取る遺族についてのいろいろな判定が困難なときは遺族審査会で判定します。

遺族年金と弔慰金
手續き近く掲示

遺族年金、弔慰金、請求の手続き受付け付等については八月上旬に民生課から市内の各掲示板に掲出の筈ですから、関係の方は御氣をつけて下さい。

掲示ができましたら御用意の戸籍謄本に国債等受領の印鑑持參の上民生課に御連絡下さい。

傳染病の發生狀況
昨年より好成績

七月十三日現在の川越市の傳染病発生数は腸チブス及パラチブス二名、赤痢五十名、疫痢十八名、猩紅熱三名で合計七十三名となつています。この数字に本年一月以降の発生総数ですが、昨年の一月から七月末までが百二十四名の発生ですから、今年は昨年の半数以下という好成績です。

今年は例年に比較して赤痢の漫延が予想せられ　事実各地とも多数の発生を見ている折柄、ひとり当市がこの好成績を挙げていることは偏えに市民各位の要心と協力の結果であり、誇るにはこの数年間の統計を調べて見ましても、伝染病予防接種の普及と伝染病発生数の減少とは比例しており、予防接種の効果は明らかに数字に現われています。

しかしながら伝染病のシーズンはこれからであり、油蠅は禁物です。

特に蠅の駆除と、食前の手洗を励行すること、そして常に胃腸を丈夫に保つよう心がけましよう。

市制施行三十周年
記念祝賀委員會設置

今秋の市制施行三十周年の諸行事を控えて記念祝賀委員会が設けられ、活動に入りました。

委員長は伊藤市長、副委員長は飯野市議会議長　新井收入役で市議会議員全員が委員　各課長が幹事となつて居ります。

委員会には祝典、行事、事業の三部会を置き、それ〴〵市制三十年記念式、自治功労者表彰、音樂隊市中行進及び演奏会、旗行列、提灯行列　仮裝行列　移動動物園、各種展覽会等の諸催が計画されて居り、今秋の川越祭と兼ねて非常な賑いが予想せられます。なおこれ等行事と併行して区画整理の遂行、市制三十年誌の編さん、公民館の新築等も計画されています。

國民健康保險
◎知つて戴きたい

凡そ人間生活で一家揃つて健康であることは幸福なことはないと思います

本市の国民健康保険事業も市民各位の健康を保障して全市民が健康で幸福な生活をされることを念願して実施しているものであることは御承知の通りであります。

国の法律は国民全体がこれを守らなければならないと同様に、市条例で決められた市の国民健康保険も市民全体がこれに協力して此の事業を完全なものにして戴く義務と責任があることは申すまでもないことであります。

本市の国民健康保険事業はその条例が示す如く全市民（工場事業場等の健康保険及び法律の規定による共済組合の健康保険加入者等を除く）を被保険者として昭和二十四年十月から開始されたもので「保険」と云う文字が使用されていても保険会社の生命保険や傷害保険、火災保険或は電氣通信省の簡易保険の如く、被保険者からの申込によつて保険関係が成立するものとは趣を異にし　市条例によつて全市民は好むと好まざるとに拘らず必然的に被保険者としての保険関係が成立し　各世帯主は市税と同様に保険料を納付して戴く義務があるのであります。若し保険料を指定の納期限までに納めて戴かないと延滞金や督促手数料を附加されることや、差押処分に附されること其の他保険料を保険税として徴收することが出來ることの理由も充分納得して戴けることゝ存じます。

そこで皆さんから納めて戴く保険料が何の費用に使われているかと云うことについて申上げて見たいと思います。勿論保険料は病氣になつた際の療養の給付に充てられますが　その他お産の場合の助産料　お葬式の際の葬祭料この外保険施設としての保健婦の設置費の一部にも使われます。

保健婦の仕事につきまして此の際簡単に御説明致しますと保健婦は妊産婦に対する指導や結核患者の家庭訪問其の他疾病の予防や公衆衛生等の仕事に当らせて居ります。保健婦の指導を受けたい方は遠慮なく市役所の国民健康保険課へ御申出願います。

なおこの機会に一言申添えて置きたいことは此の国民健康保険関係の職員の給料等事務費のことであります。

が此の事務費につきましては全額国庫から補助されることになつて居りますので、皆さんから納めて戴く保険料は專ら前に述べた費用に充てられることを御承知願いたいのであります。

次に保険料は如何なる方法で算出するかと云うことでありますが、これは毎年予算で一年間の療養給付費（医師、歯科医師等に支拂う費用）や助産葬祭等の費用を見積つてそれに各被保険者の負担能力等を考慮した上、その総額を見積り　これを皆さんの所得割、資産割、均等割、世帯平等割等各方面から算出して均衡のとれるように計算した保険料を算定して居ります。昭和二十七年度は最初の計算では一世帯平均年額一、九二〇円でありましたが、その後前年度の支拂総額がはから見ると一世帯平均年額二、二二五円程必要になりますので、六月の市会でその額に増額納付して戴くことになりました。この保険料年額は近隣の農村に比較して決して高額でありませんことを申添えて置きます

近く七、八、九月分の保険料納入告知書を皆さんの御家庭にお届けすることになりますが、その際は是非納期限までに御納入下さるばかりでなく、納期前（毎月十五日まで）納入をして戴くと百円につき二円宛の報償金を差上げることになつて居りますので、奮つて納期前納入をして戴き保険料一〇〇％納入によつて健康で明朗な川越市を建設して戴くことを御願い申上げる次第であります。

國民健康保險
運營協議會委員

国民健康保険運営協議会の委員は二十名で毎年半数ずつ交替することになつています。

この協議会は国民健康保険運営に関する諸問機関ですが、市議会の同意を要することゝなつて居り、今度の市議会に附議次の方々が委嘱され、昨年委嘱された方九名と合せて二十名で新しい運営協議会を形成されます。

記

被保険者代表　神山　幸作
　　鈴木　利男
　　鎌倉　庸司
　　川合　義次
医師代表　佐藤　又藏
　　浅田　豊
　　時田　信
公益代表　佐藤仲治郎
　　末延　春江
　　小沢　一作
　　但木　敬吾

靈柩自動車の
使用いよ〳〵近日

靈柩自動車使用条例ができてもう一年余になります。

その筋の認可が大変遅れたゝめ実現がのび〳〵になつていたわけですが、この春漸く認可が下り、市では目下これが準備を急いで居ります。

準備出來次第開業の許可を申請して、その許可があつて初めて開業するわけで、いよ〳〵近く実現を見る筈です。何れ決まり次第御知らせいたしますが経過を御報告いたします。